

平成29年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 文化芸術振興課

| 項 目 | 結果報告および意見 | 左記に対するその後の措置状況 |
|------------------------------------|---|---|
| <p>委託契約に関する財務事務の執行について(個別監査結果)</p> | <p>(45) 文化産業交流会館長寿命化等推進整備委託(大型修繕の実施主体)について(意見)</p> <p>(47) びわ湖ホール長寿命化等推進事業委託(大型修繕の実施主体)について(意見)</p> <p>(50) びわ湖ホール施設整備委託(ロープ)(大型修繕の実施主体)について(意見)</p> <p>(53) びわ湖ホール施設整備委託(カメラ)(大型修繕の実施主体)について(意見)</p> <p>県と指定管理者との協定では、県が指定管理者に修繕等を委託させることが認められていないわけではないが、県の管理監督責任を果たすことが困難になる再委託は、あくまで例外的に許されるものと考えられることから、財政的にもその影響が大きい大型修繕や一括再委託を前提とするような修繕等については、県の他の部署の技術者と連携すること等によって、直接、県の負担と責任において実施することを検討すべきである。</p> | <p>滋賀県立芸術劇場びわ湖ホールおよび滋賀県立文化産業交流会館の管理運営に関する協定(基本協定)において、管理業務と一体として実施することが適当と認められる改修は指定管理者に実施させることができると規定している。</p> <p>開館しながらの施設改修は、公演のほか各種業務との調整が複雑であることなどから、指定管理者以外の実施は困難であり、当該規定に該当すると判断して委託しているものである。</p> <p>今後とも、大規模修繕については、個別の工事内容を関係課と相談・協議し、県での執行を含め十分検討した上で、施工場所や作業期間が限定的で、ホールの運営に影響が小さいなどの場合にあっては県施工とするなど、適切に執行方法を決定する。</p> |

平成29年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 文化芸術振興課

| 項 目 | 結果報告および意見 | 左記に対するその後の措置状況 |
|---|--|---|
| 委託契約に関する 財務事務の執行に ついて（個別監査 結果） | <p>(46) 文化産業交流会館長寿命化等推進整備委託（再委託の条項を契約書に記載）について（指摘）</p> <p>(49) びわ湖ホール長寿命化等推進事業委託（再委託の条項を契約書に記載）について（指摘）</p> <p>(52) びわ湖ホール施設整備委託（ロープ）（再委託の条項を契約書に記載）について（指摘）</p> <p>(55) びわ湖ホール施設整備委託（カメラ）（再委託の条項を契約書に記載）について（指摘）</p> <p>県と受託者の委託契約書には、再委託に関する条項は存在していなかったが、県によると、指定管理における基本協定に再委託の条項を記載しているため、県と受託者の委託契約書に記載していないとのことである。しかしながら、当該契約は指定管理とは別契約であるため、再委託に関する条項を契約書に記載すべきである。</p> | <p>平成30年度の契約から再委託に関する条項を契約書に記載し、適切な取扱いに改めた。</p> |

平成29年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 文化芸術振興課

| 項 目 | 結果報告および意見 | 左記に対するその後の措置状況 |
|------------------------------------|---|---|
| <p>委託契約に関する財務事務の執行について（個別監査結果）</p> | <p>(48) びわ湖ホール長寿命化等推進事業委託(受託者への事務対価の支払い)について (意見)</p> <p>(51) びわ湖ホール施設整備委託(ロープ) (受託者への事務対価の支払い) について (意見)</p> <p>(54) びわ湖ホール施設整備委託(カメラ) (受託者への事務対価の支払い) について (意見)</p> <p>受託者である指定管理者は、積算、入札手続を含め施工管理を実施しているが、事務手数料を得ておらず、実質的に受託者が当該経費を全額負担していることとなっている。業務に対する適切な事務対価として、委託者である県は施工管理に関する事務手数料の支払いを検討すべきである。</p> | <p>大規模修繕は指定管理業務には含まれておらず別契約としており、施工管理業務等に伴う事務が新たに発生しているため、平成30年度からは事務対価を支払っている。</p> |

平成29年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 文化芸術振興課

| 項 目 | 結果報告および意見 | 左記に対するその後の措置状況 |
|---|---|---|
| 委託契約に関する 財務事務の執行に ついて（個別監査 結果） | <p>(56) 外国語版アール・ブリュットガイドブック制作委託（予算要求時の積算の精度等）について（意見）</p> <p>予算要求時から仕様が大幅に変更されている状況下では、予算要求時の積算の精度が高かったとは言えず、仮に仕様を変更しなければならない場合には、その変更過程を明確にしておくべきである。また、仕様変更後の積算書を作成し、積算の妥当性を検証した結果を明確にすべきである。</p> | <p>外国語版アール・ブリュットガイドブックの制作過程において、業務の内容を調査・検討した結果、執行時に翻訳以外にデザイン・レイアウトの変更が必要であることが判明し、印刷部数を調整したものである。</p> <p>今後、同様の業務があった時は、予算編成時の積算精度が上がるようさらに情報収集・精査に努めるとともに、執行時に仕様変更があった場合には、根拠となる資料を収集して積算書を作成し、積算の妥当性が明確になるよう努める。</p> |

平成29年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 近代美術館

| 項 目 | 結果報告および意見 | 左記に対するその後の措置状況 |
|------------------------------------|--|---|
| <p>委託契約に関する財務事務の執行について（個別監査結果）</p> | <p>(58) 空気調和設備用自動制御機器保守点検業務委託（一般競争入札への移行の検討）について（意見）</p> <p>(61) 冷温水発生機保守点検業務委託（一般競争入札への移行の検討）について（意見）</p> <p>委託先会社以外には本業務を行うことが不可能と言えるほどの特殊性はなく、他に代替しうる者がいないとまでは言い切れないと考えられる。</p> <p>現在、改修整備のため長期休館中であり当該業務は実施していないが、リニューアルオープンに向けて一般競争入札への移行を検討すべきである。</p> | <p>当該機器は、大規模建築物等で使用する特殊な重電機器であるため、機器ごとにメーカー一個々の設計仕様がある。メンテナンスに関してもメーカー独自の技術や専門知識を要することから、実質上メーカーおよび直営メンテナンス会社以外には対応できず他社では代替できないと判断し、保守点検業務について随意契約を締結していた。</p> <p>県庁舎において一般競争入札へ移行している事例もあることから、今後は、同業他社に参入機会を与え、競争性を十分に働かせるため、再開館に向けて一般競争入札への移行を検討する。</p> |

平成29年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 近代美術館

| 項 目 | 結果報告および意見 | 左記に対するその後の措置状況 |
|------------------------------------|---|--|
| <p>委託契約に関する財務事務の執行について（個別監査結果）</p> | <p>(59) 空気調和設備用自動制御機器保守点検業務委託（金額の妥当性の検証および契約の相手方や契約方法の検討）について（意見）</p> <p>(62) 冷温水発生機保守点検業務委託（金額の妥当性の検証および契約の相手方や契約方法の検討）について（意見）</p> <p>導入後に保守点検が必要なものにかかる委託料総額を削減するためには、導入時のコストだけでなく、導入後の保守点検等も含めたライフサイクル全体において、競争性を十分に働かせる必要があるため、リニューアルオープンに向けて、ライフサイクル全体としての委託料削減の観点から、機器の保守契約でも一般競争入札への移行を検討するなど、契約の相手方や契約方法についても検討が求められる。</p> | <p>再開館に向けて、導入後に保守点検が必要なものに関するライフサイクルコストを考慮した調達方法等についての今後の全庁的な方針検討を見極めつつ、当該機器の保守点検業務については、委託料の削減を図るために、一般競争入札への移行を検討する。</p> |

平成29年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 近代美術館

| 項 目 | 結果報告および意見 | 左記に対するその後の措置状況 |
|------------------------------------|---|---|
| <p>委託契約に関する財務事務の執行について（個別監査結果）</p> | <p>(60) 館内生物相調査業務委託（金額の妥当性の検証）について（意見）</p> <p>当該業務は、美術品や関連資料に対する生物の悪影響に対応するため、基礎的なデータを集め、分析をするものであり、調査の継続性という観点で、随意契約とならざるを得ない部分もあるが、長年継続している業務であり、競争性が働いていない以上、特に委託料の妥当性については、同業他社の単価実績等も比較・検討したうえで、委託金額の妥当性を判断すべきである。</p> | <p>平成29年度から施設の改修整備に向けて美術品類を施設外に保管しており、平成30年度からは当該業務の仕様を見直したことに合わせて、公募型見積り合わせ（オープンカウンタ）による業者選定に移行した。</p> |

平成29年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 近代美術館

| 項 目 | 結果報告および意見 | 左記に対するその後の措置状況 |
|------------------------------------|--|---|
| <p>委託契約に関する財務事務の執行について（個別監査結果）</p> | <p>(63) 自動ドア保守点検業務委託（2者以上から見積徴取）について（意見）</p> <p>委託先会社以外には本業務を行うことが不可能と言えるほどの特殊性はなく、他に代替しうる者がいないとまでは言い切れないと考えられる。</p> <p>現在、改修整備のため長期休館中であり当該業務は実施していないが、リニューアルオープンに向けて2者以上からの見積徴取について検討すべきである。</p> | <p>自動ドアは精密機器であるため、メーカー個々に設計仕様が異なり、メンテナンスに関しても独自技術や専門知識を要することから、メーカー以外の者で代替することができないと判断し、1者見積としていた。</p> <p>県庁舎において一般競争入札へ移行している事例もあることから、今後は、同業他社に参入機会を与え、競争性を十分に働かせるため、再開館に向けて2者以上からの見積徴取を検討する。</p> |

平成29年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 近代美術館

| 項 目 | 結果報告および意見 | 左記に対するその後の措置状況 |
|------------------------------------|---|--|
| <p>委託契約に関する財務事務の執行について（個別監査結果）</p> | <p>(64) 自動ドア保守点検業務委託（金額の妥当性の検証および契約の相手方や契約方法の検討）について（意見）</p> <p>導入後に保守点検が必要なものにかかる委託料総額を削減するためには、導入時のコストだけでなく、導入後の保守点検等も含めたライフサイクル全体において、競争性を十分に働かせる必要があるため、リニューアルオープンに向けて、ライフサイクル全体としての委託料削減の観点から、機器の保守契約でも契約の相手方や契約方法についても検討が求められる。</p> | <p>再開館に向けて、導入後に保守点検が必要なものに関するライフサイクルコストを考慮した調達方法等についての今後の全庁的な方針検討を見極めつつ、当該機器の保守点検業務については、委託料の削減を図るために2者以上からの見積徴取を検討する。</p> |

平成29年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 近代美術館

| 項 目 | 結果報告および意見 | 左記に対するその後の措置状況 |
|-----------------------------|--|---|
| 委託契約に関する財務事務の執行について（個別監査結果） | <p>(65) 美術品等輸送等業務委託（金額の妥当性の検証）について（意見）</p> <p>当該業務は、出品者より受託者の限定がなされており、随意契約とならざるを得ない部分もあるが、美術品輸送等自体は、同業他社でも行っているため、競争性が働いていない以上、同業他社の単価実績等も比較・検討した結果を明確にしたうえで、委託金額の妥当性を判断すべきである。</p> | <p>美術品等の輸送については、平成30年度からは事前に複数業者から業務単価の参考見積を徴取して適正な価格水準を把握しており、業務内容によってやむを得ず随意契約を締結する場合であっても、委託金額の妥当性を判断できるようにしている。</p> |

平成29年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 近代美術館

| 項 目 | 結果報告および意見 | 左記に対するその後の措置状況 |
|------------------------------------|---|---|
| <p>委託契約に関する財務事務の執行について（個別監査結果）</p> | <p>(66) 企画展ポスター等デザイン業務委託（予算要求時の積算根拠の明確化）について（意見）</p> <p>予算額と委託業者からの見積書に乖離がみられたため、予算額の内訳について確認したところ、予算額は口頭により確認したのみとのことであったが、担当者による口頭だけの確認で予算額を算定するのではなく、その根拠を明確にすべきである。</p> | <p>平成31年度予算からは、予算要求時の積算資料として、業者からの参考見積をとる場合は、書面で徴取している。</p> |

平成29年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 近代美術館

| 項 目 | 結果報告および意見 | 左記に対するその後の措置状況 |
|------------------------------------|---|---|
| <p>委託契約に関する財務事務の執行について（個別監査結果）</p> | <p>(67) 物品販売業務委託（県の関与強化）について（意見）</p> <p>県は、受託業者に対し、販売数量と代金が記載されている販売明細以外についても、物品の適切な管理や販売に関する有用な情報を受けられるよう、適切な報告を受ける仕組みを整備・運用し、県の関与を強化すべきである。</p> | <p>平成29年度からの休館に伴い、対面販売からインターネットを活用した物品販売に移行している。</p> <p>平成30年度からは、業務委託契約の仕様書に基づき、受託者から販売物品の在庫管理について定期的な報告を求めることとしており、有用な情報を把握し、物品の適切な管理や販売に努めている。</p> |

平成29年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 近代美術館

| 項 目 | 結果報告および意見 | 左記に対するその後の措置状況 |
|------------------------------------|---|---|
| <p>委託契約に関する財務事務の執行について（個別監査結果）</p> | <p>(68) 物品販売業務委託（ミュージアム・ショップの運営方法の検討）について（意見）</p> <p>ミュージアム・ショップの運営は、県の情報発信目的も兼ねており、単に収益を獲得するだけのものではないが、本来、販売収入で関連する支出を賄うことが望ましいのは言うまでもなく、継続的な赤字の状態を解消するべく、具体的な方策（来場者人数、売れ筋商品の分析等）を検証したうえで、県と受託者が一体となって、改善策を実行し、販売手法ひいては、ミュージアム・ショップのあり方自体について検討していくことが必要である。</p> | <p>平成30年度から新たに現在のインターネットによる物品販売の売上増加につながる効果的な広報の充実等に取り組んでいる。なお、再開館に向けて、美術館のアメニティ機能として、ミュージアム・ショップのあり方自体も検討する。</p> |

平成29年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 近代美術館

| 項 目 | 結果報告および意見 | 左記に対するその後の措置状況 |
|-----------------------------|--|---|
| 委託契約に関する財務事務の執行について（個別監査結果） | <p>(69) 展示デザインおよび展示工作物製作業務委託（積算根拠の明確化）について（意見）</p> <p>積算が適切に設定されていない場合、契約金額が著しく高額となってしまう可能性があり、適正な契約を行うための基準となるものであるため、その妥当性を検証するためにも積算の根拠について明確にすべきである。</p> | <p>平成30年度から予定価格算出の参考となる設計書作成にあたっては、積算項目を細分化して積算の根拠を明確にしている。</p> |

平成29年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 近代美術館

| 項 目 | 結果報告および意見 | 左記に対するその後の措置状況 |
|------------------------------------|--|---|
| <p>委託契約に関する財務事務の執行について（個別監査結果）</p> | <p>(70) 展示デザインおよび展示工作物製作業務委託（再委託先の報告）について（指摘）</p> <p>受託者が再委託を実施せざるを得ない場合には、受託者は県に再委託先も含めた履行体制、再委託金額、再委託先の選定方法等を報告した上で、県が当該委託業務を適切に遂行できると判断し、承諾した場合のみ許され则认为られる。実際にも、その旨は委託契約書第3条に記載されているところである。また、当該再委託の承認手続は、県が原則禁止とされている再委託を承諾したことを客観的に示すため、書面にて実施する必要がある。しかしながら、電気工事等について、再委託を実施しているにもかかわらず、県に報告されていなかった。県は、受託者に対し、再委託先も含めた履行体制、再委託金額、再委託先の選定方法等を報告するよう指導すべきである。</p> | <p>平成30年度から委託契約の中で、やむを得ず受託者が再委託を実施せざるを得ない場合には、契約締結時に受託者に対して、速やかに書面で申請し、県の承諾を得るよう徹底している。</p> |